

【 画像診断 】

678 大腸ＣＴ撮影加算（大腸癌疑い）の算定について

《令和７年９月３０日》
《令和８年６月１日更新》

○ 取扱い

他の検査で大腸癌が疑われる患者に対するコンピューター断層撮影（ＣＴ撮影）の告示「注７」大腸ＣＴ撮影加算の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

E200 コンピューター断層撮影（ＣＴ撮影）の告示「注７」大腸ＣＴ撮影加算については、厚生労働省通知※に「他の検査で大腸悪性腫瘍が疑われる患者に対して、「１」の「イ」、「ロ」又は「ハ」として届出を行っている機器を使用し、大腸のＣＴ撮影を行った場合に算定する。（略）」と示されている。

以上のことから、他の検査で大腸癌が疑われる患者に対するコンピューター断層撮影（ＣＴ撮影）の告示「注７」大腸ＣＴ撮影加算の算定は、原則として認められると判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について